

平成30年第4回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月11日（火曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
7番	中山 勝三君	8番	生井 和巳君
9番	大久保 武君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

10番 水垣 正弘君

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	赤松 治君
会 計 管 理 者	中久喜 勉君	秘書公室長兼 秘 書 課 長	青木 喜栄君
総 務 部 長	野村 勇君	企画財政部長	中村 弘君
保健福祉部長	塚原 勝美君	産業建設部長	生井 俊一君
総 務 課 長	生井 好雄君	消防交通課長	宮本 克典君
税 務 課 長	鈴木 衛君	まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君
財 務 課 長	大里 斉君	福 祉 課 長	川村 俊之君
長寿支援課長	宮田 圭子君	産業振興課長	飯岡 勝利君
都市建設課長	木村 和則君	環境対策課長	宮本 正巳君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮本 正美君	教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君
公民館長兼 生涯学習課長	渡辺 孝志君	総務課補佐	中川 貴志君
財 務 課 主 査	安江 薫君		

---

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男    主査兼係長 鈴木 佳奈  
主 幹 田神 宏道

---

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。  
す。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、  
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成30年12月11日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

---

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨  
害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意を申  
し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮  
影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を願います。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げま  
す。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可をいたしますので、  
ご了承を願います。

---

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

(5番 大久保弘子君登壇)

5番(大久保弘子君) ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。通告順に従って質問させていただきますと思います。

まず初めに、介護保険新総合事業による地域支援事業の現状と対策についてです。私は、介護保険について、改定後も継続して取り上げてまいりました。介護保険総合事業においては、介護報酬の引き下げ、人手不足、サービスの低下などさまざまな問題が生じ、運営難や介護難民が現実のものとなってきています。おおもとは、国の医療、介護の一体改革により、在宅医療、在宅介護を推進し、自治体や利用者に負担を強いる政策があります。

2015年、平成27年から、要支援1、2の方を介護保険から外し、行政が主体に新総合事業、介護予防・日常生活支援総合事業がスタートし、2017年、平成29年から全自治体で実施されました。当町でも施行されてから約1年9カ月がたちます。全国一律で、1割負担で専門員によるサービスが受けられていたものが、サービスの内容、人員、運営、単価など統一基準がなくなるため、自治体ごとにサービスがばらばらになり、低下してまいります。

ある新聞報道では、国は、軽度の介護なら、住民主体による助け合い事業に置きかえても十分カバーできるとし、介護抑制を狙ったが、実際は、判定上軽度でも、認知症や難病の患者、自力の入浴が困難な利用者へのサービスを住民ボランティアで賄うのは不可能との声が圧倒的だと大きく取り上げています。自治体への移行に伴い、財政事情により、サービスの種類によっては事業者への報酬が安くなっており、サービスの低下を招く結果になっています。

そこで、1つ目に、当町の軽度者向け介護サービスの内容についてお聞きいたします。介護予防・日常生活支援サービス事業は、訪問型、通所型、生活支援、配食など4介護予防支援事業ケアマネジメントがありますが、訪問型サービスでは、従前の訪問介護相当と多様なサービスAからDと、通所型では、従前相当と多様なサービスAからCとなっております。当町においては、平成30年4月1日現在、訪問型では従前相当のサービスのみで、通所型では従前相当のサービスと通所型サービスCのみとなっております。

ちなみに他市の状況を見ますと、平成30年度実施分も含めて、訪問型サービスでは、従前相当プラス訪問型A、調理や掃除等の生活援助など19自治体。それから、訪問型Bでは、Bはごみ出しや買い物など、住民ボランティア主体による自主活動として行う生活援助が5自治体。C、保健指導による居宅での相談指導等が12自治体。D、ボランティア主体による移送前後の生活支援が2自治体となっており、通所型では、従前相当プラス通所型サービスA、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等が21自治体。B、住民主体による支援、体操、運動等の活動など自主的な通いの場が7自治体。C、生活機能を改善するための運動機能向上や栄養改善等のプログラム（保健、医療の専門職による）が、当町も含めて26自治体となっております。

多様なサービスは自己負担となるのか、また利用時間の制限はどうなっているのか、そして入浴や買い物、金融機関や公共機関などへの移動支援に不便を来しているとの声も聞きますが、現状はどうなっているか、把握しているのかお聞きいたします。また、従前相当の訪問介護とは、ヘルパーによる身体介護、生活援助ということですが、この生活援助はいわゆる家事支援や外出支援等は入るのかお聞きをいたします。

次に、指定登録した事業者とその規模についてお伺いいたします。平成27年、2015年3月みなし指定が適用されましたが、3月末で期限が切れました。指定登録された事業者と規模はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、改定前に比べて利用料の変化はどうかについてです。改定前は、全国一律で、1割負担で専門員のサービスが受けられていましたが、新総合事業費には上限が設定されるということで、上限額を超過した場合、自治体が単独で負担することになっているということです。町の財政状況によっては、今後ますます利用者負担がふえ、サービスが受けづらくなることが予想されます。利用者負担に変化は起こっているのかお聞きをいたします。

次に、指定・登録した事業者の運営状況はについてです。自治体の事業者への報酬が低いなどから、人手不足やサービスの低下が起こっているということです。他市の事業所によると、市の補助金が少額なため、総合事業を縮小せざるを得なくなっているとのことです。当町の補助金は、1事業者充てどのくらいになっているのかお聞きをいたします。

次に、居宅介護支援事業所の指定・管理権限が県から町へ移管されたことによる職員の負担についてです。介護分野では、3年に1度の見直しとともに、制度改定に伴い、

多くの業務処理が必要とされ、職員の職務が激務となっており、住民サービスの低下にもつながりかねない現状です。専門員等の増員により、負担の軽減を図るべきです。

次に、地域包括支援センターの増設と専門員の配置についてお伺いいたします。2014年、平成26年の法改定により、地域包括支援センターの設置を1中学校区に1カ所設置するのが望ましいとされています。また、65歳以上の高齢者がおおむね3,000人に1カ所のセンター設置が目安とされております。当町では、当初は65歳以上の高齢者人口が6,000人以下でしたが、年々増加しており、現在では6,200人を超えております。それに伴い、介護サービスを希望する方はふえ続けるのは必至です。

当町では現在、1カ所のセンター設置と専門の職員が5人となっておりますが、高齢者人口と生活圏域からすれば、2カ所のセンター設置が必要ですし、それとともに職員の配置が必要ではないのでしょうか。町民の皆さんにきめ細かな対応をするために、センターの増設と専門員の配置が不可欠です。

続きまして、福祉タクシーの利用拡充についてお伺いいたします。高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多くなっています。医療機関の送迎バスや町の福祉巡回バスなど利用が困難な高齢者や障害者にとって、福祉タクシーは最も有効な手段となっています。

当町では、福祉タクシーの利用制限が、65歳以上の単身、75歳以上高齢者のみの世帯で非課税世帯のみと身体障害者1級から3級まで、療育手帳マルAとA、精神障害1級及び2級のみとなっております。また、タクシー券の支給枚数は48枚となっております。

近隣6市の状況を見ますと、形態は市によって違いがありますが、所得制限については4市が制限なし。坂東市では、65歳以上ひとり暮らし及び75歳以上の高齢者のみの世帯で非課税世帯48枚の支給、課税世帯でも24枚が支給されています。筑西市では、デマンドタクシーも運行されていますが、福祉タクシーの場合、利用枚数の申請を提出すれば、上限、月5,000まで支給、障害者では上限、月1万円までとなっています。また、古河市では所得制限なし、65歳以上のひとり暮らしと70歳以上の高齢者のみの世帯で、申請して月5,000円が上限で支給され、障害者の場合、タクシー料金の半額が支給、上限6,000円となっており、利用回数は片道を1回として10回までとなっております。

当町でも、所得制限や年齢制限、タクシー券の支給枚数等、拡充を図るべきではないでしょうか、お聞きをいたします。

次に、中学校のエアコン設置について、具体的な検討はされたのかお伺いいたします。

異常気象による大災害が世界各地で発生しています。今夏の記録的な暑さは、災害級と言われました。そのときの気象状況によって変動がありますが、日本でも異常高温が6月末から2カ月余り続き、多くの方が熱中症等で倒れました。今後も温暖化による影響は、さらに大きくなると予想されています。子どもたちの学習環境を守る対策が急がれます。

そこで、エアコン設置については、9月議会の一般質問では、国の動向を見て、基金等と組み合わせた活用を考えているとの答弁でしたが、その後、国の補助内容は確立されたのでしょうか。また、年度内の予算化の見通しはどうか。今年度は、小学校において2学期からの使用となり、一番暑い時期に使用ができませんでした。予算化はされても、設置までには時間を要します。いつごろまでに設置できるのか見通しをお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。答弁によっては再質問をさせていただきたいと思いません。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

1、介護保険総合事業による地域支援事業の現状と対策について、(1)、当町の軽度者向け介護サービス事業の内容についてでございますが、介護認定で要支援1または2に認定された方の介護予防・生活支援サービスについて述べさせていただきます。

要支援1、2に該当された方は、地域包括支援センターの担当者が、利用者やご家族と話し合い、必要なサービスを分析し、介護予防ケアプランを作成し、プランに基づき、介護サービス事業者と契約してサービスを利用することになります。利用できるサービスは、介護サービス事業者による食事・入浴の介助などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助といった訪問型サービスや、生活機能改善のための運動機能向上や栄養改善プログラムを短期間行う介護予防運動教室などの通所型サービスがあります。これらのサービスを活用することにより、生活機能を低下させないことを目的として実施されております。

次に、(2)、指定・登録した事業者数と規模についてでございますが、町内の事業所で居宅介護支援が12事業所、居宅介護サービスが16事業所、地域密着型サービスが8事

業所、施設サービスが3事業所ございます。また、八千代町から総合事業の指定を受けた事業所数は現在、町内で11カ所、町外で14カ所となっております。

町内の事業所のうち施設・居住系サービスの定員について述べますと、認知症対応型グループホーム2事業所で27名、特別養護老人ホーム2事業所で120名、老人保健施設1事業所で100名となっております。

次に、(3)、改定前に比べてサービスの内容と利用料の変化はについてでございますが、改定前後で内容や利用料についての変更はございません。これまで介護予防給付として行われてきた訪問型サービスや通所型サービスを新総合事業に移行し、町独自の事業として実施しております。また、短期集中予防サービスとして、町内の医療機関に委託し、運動教室を実施しております。

次に、(4)、指定登録事業所の運営状況はについてでございますが、介護事業所の指定や事業の人員及び運営に関しては、介護保険法及び介護保険法施行規則、町の条例等に定められております。町内の事業所につきましても、法令にのっとって運営されており、現在のところ、保険者である町に対して、利用者からの事業所に関する苦情等はありませんが、事業所主催の運営推進会議や事業所に対する実地指導等を通して、より一層介護サービスの向上に努めたいと思っております。

次に、(5)、居宅介護支援事業所の指定・指導監督権限が、県から町へ移管したことに伴う職員の職務軽減についてでございますが、介護を必要とする高齢者は増加の見込みであり、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの重要性が高まる中、介護支援専門員の育成や支援に市町村が積極的にかかわり、保険者機能の強化が求められていることから、平成30年4月から、居宅介護支援事業所の指定権限等が県から市町村に移譲されました。介護を必要とする高齢者が適切なサービスを確実に受けられるよう、介護保険制度管理の適正化とよりよいケアの実現を図るために、県からの支援や県のマニュアル等をもとに、町の実態を踏まえて、遺漏のないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、(6)、地域包括支援センターの増設と専門員の配置についてでございますが、平成18年10月18日付厚生労働省老健局計画課長から、地域包括支援センターの設置運営についての通知において、「市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとする」と設置区域が述べられてお

り、おおむね人口2万から3万人に1カ所が一つの目安となると考えております。当町におきましては、総合的な判断といたしまして、今後につきましても町直営の1カ所で運営していきたいと考えております。

また、専門員の配置につきましては、八千代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例第3条第2項の規定に基づき、人員を配置しております。平成30年4月1日現在で、社会福祉士2名、保健師1名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名の5名体制で運営しております。

次に、大きな2番目、福祉タクシーの利用拡充についてでございますが、福祉タクシー券は、通院・通所のためのタクシー料金の初乗り相当分を助成しており、1人当たり年間48回を上限に交付しております。ただし、自動車税及び軽自動車税を減免されている方、世帯は、助成対象外となっております。平成28年度まで保健福祉課社会福祉係で担当していましたが、組織再編により、平成29年度から、福祉課障がい福祉係と長寿支援課高齢福祉係で担当しておりますので、別々に答弁させていただきます。

最初に、福祉課障がい福祉係で担当している福祉タクシー利用料金助成事業についてでございますが、対象年齢につきましては、特に規定はございません。対象世帯ということでございますが、対象世帯ではなく、対象者で把握していますので、対象者数で答弁させていただきます。

町内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた方で、1級、2級または3級に該当する方が557名、療育手帳の交付を受けた方で障害の程度がマルAまたはAの方が96名、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級または2級の方が61名で、合計で714名で、申請のあった方に対して交付しております。所得制限につきましては、特に規定はありません。タクシー券の交付枚数につきましては、平成29年度が6名、94枚、平成30年度は10月末現在で2名、96枚を交付しており、利用者が2名、13枚でございます。

次に、長寿支援課高齢福祉係で担当している福祉タクシー利用料金助成事業についてでございますが、対象者につきましては、65歳以上の単身世帯の方及び75歳以上の高齢者のみの世帯の方でございます。対象世帯につきましては、申請がされた時点で確認して交付しているため、把握してございません。所得制限につきましては、住民税非課税の世帯でございます。タクシー券の交付枚数につきましては、平成29年度が31名、362枚、平成30年度は、10月末現在37名、1,776枚交付しており、利用者が37名、282枚でございます。



ます。

今後は、利用状況を確認しながら、近隣市町の動向を把握しつつ、助成対象者や対象の種類について検討し、高齢者や障害者の福祉の増進を図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず最初に、国の補助内容は確定したのかということですが、国におきまして、平成30年度補正予算で、児童生徒の熱中症対策としまして、エアコン設置のための補助金が決定されました。それを受けまして、12月4日付で補助金の内定がありました。

また、年度内の予算化の見通しですが、今年度の3月定例会におきまして、補正予算を提案させていただく考えであります。

また、来年度の早い時期の設置をということですが、中学校2校についても、町としましても早く設置するよう対応し、子どもたちの健康管理や子どもたちが勉強に集中できるような適切な学習環境を整えるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私への質問は、中学校のエアコン設置について、(2)、年度内の予算化の見通しはについてですが、国においては、平成30年度の補正予算で822億円を公立の小中学校などへの熱中症対策として、エアコン設置に充てることを決定いたしております。併せて、現行制度であります、学校施設環境改善交付金とは異なる、新たな国庫補助制度、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を1年間の時限措置として創設し、学校の安全確保を進めるとしております。

国から通知がありました特例交付金のスキームは、補助の対象となる経費につきましては、この交付金の国庫補助率が3分の1となっております。また、残り3分の2につ

きましても、地方債であります学校教育施設等整備事業債が適用となり、今回は補正予算債扱いで、充当率は100%で、元利償還金の60%が後年度に交付税措置されます。このため、残り40%と補助対象外の費用が実質的な町の負担となってきます。

中学校のエアコン設置の財源につきましては、9月定例会時に大久保弘子議員からの一般質問で、国庫補助金と義務教育施設整備基金の併用を考えていると答弁いたしましたが、その後、国の財政支援制度が明らかになったことにより、国庫補助金と交付税措置がある地方債、そして補助対象外経費につきましては、基金と一般財源での対応を考えております。こうした有利な制度を最大限に活用し、担当課である学校教育課と連携しながら、早期に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

介護保険新総合事業による地域支援事業の現状と対策についてでございますが、平成29年4月から従来の介護予防事業が再編され、介護予防・日常生活支援総合事業として始まりました。これまでの介護予防給付として行われてきた訪問介護や通所介護のほか、ボランティアによる生活支援サービスなども組み込まれ、利用者のニーズに合わせた幅広いサービスを提供しております。

今後ますます高齢化が加速する状況で、介護需要が増加することが見込まれますが、介護予防事業の活用により、要介護状態等にならず、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、能力に応じた、自立した日常生活が営めるよう努力していききたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどご答弁いただいたのですが、重ねて質問をさせていただきます。先ほど1回目の質問においても、日常生活支援サービス事業について、その内容についてお答えいただきましたが、多様なサービスについての自己負担と利用時間の制限ということで、も

う一度お答えいただきたい。

それから、入浴や買い物、金融機関、公共機関などへの移動支援、それについても再度お聞きをいたします。現状はどのようになっているか、もう一度お聞きいたします。

また、従前相当の介護支援、生活援助ということですが、先ほどご答弁をいただきましたが、いわゆる家事支援や外出支援等は、従前相当というか、同様に行われているのでしょうか。

それから、4番目にお聞きいたしました、指定登録した事業所の運営ということですが、自治体が主体で、自治体が事業を行っている形になっておりますが、指定登録事業者において、自治体が補助金を出しているのだと思いますが、1事業者充てにどのぐらい補助金を出しているのかということもお聞きをいたします。

さらに、地域包括支援センターについて、現在町では、市町村の判断ということで、1カ所を設置していると。5人の専門員がいるというご答弁でした。設置は、ふやすつもりはないというお話でしたけれども、他市の状況を見ますと、県内の状況を見ますと、30年4月1日現在でサブセンターとかランチとかという、センターに準ずるセンターということですね、サブセンター、ランチというものがあります。それについて、県内ではサブセンターが16、ランチ設置数が74カ所となっております。

県西においても、センター設置のほかサブセンター、ランチを設置している自治体は、結城市でサブセンターが1カ所、ランチが2カ所、古河市においては、センターのほかランチが8カ所、それから常総市においてはランチが6、桜川市においてはセンターのほか、どの市もセンターは設置しておりますが、サブセンター、それからランチについて3カ所の4カ所、筑西センターにおいても、センターが3カ所設置しております。それから、坂東市、生活圏域が3ありますが、それに対して3カ所設置しているということになっております。町村では、生活圏域1に対してセンター1カ所が10自治体、大洗町と八千代町は、生活圏域が2に対して1カ所になっています。

この状況を見れば、当町の対応はおくれているのではないかと思います。人口規模はそれほど変わってはおりませんし、今後高齢者の増加に伴って、サブセンターやランチ、センター設置が可能であれば、そのような形で設置して、住民サービスを徹底するべきではないかと思います。センター設置が望ましいですけれども、当面はサブセンターやランチの設置を急ぐべきではないでしょうか。

次に、福祉タクシーの拡充についてですが、先ほどご答弁をいただきましたが、近隣

の動向を見て検討するというお話でした。前向きなご検討をお願いしたいですけれども、ほかの市に比べて、所得制限がないところが、この近隣の6市を見ただけでも、坂東市を含めれば5市になっております。所得制限を撤廃する、そういう方向にぜひ具体化をしていただきたいと思います。そのほか市によってはさまざまな形態がありますので、前向きなご検討をお願いいたします。

以上、再質問を終わります。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

最初に、介護保険総合事業のほうで、自己負担利用料についてでございますが、これについては1割負担となっております。

それから、移動支援の現状ということでございますが、有償ボランティアのほうで対応していただいております、これについては買い物等を社会福祉協議会のほうで対応していただいているところでございます。

それから、家事支援等、従前と同じように実施されているのかということでございますが、先ほども答弁させていただきましたが、従前と同様に実施をさせていただいているところでございます。

それから、指定登録事業所、市町村で補助金はどのくらい1事業者当たり出しているのかということでございますが、これについては町で補助はいたしておりません。

それから、地域包括支援センター、当町は直営1カ所で実施しておりますが、増設する考えはないのかということでございますが、他市町村で包括支援センターが2カ所、3カ所あるところは、合併いたしまして包括支援センターがふえているところがございます。サブセンター等につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますが、これにつきましては先ほども申し上げましたが、厚生労働省老健局計画課長のほうから、市町村の人口規模、業務量等、市町村の判断で担当圏域を設定することができるとされておりまして、おおむね2万人から3万人あたりに1カ所が適当であるということでございまして、本町には中学校が2カ所ございますが、人口が約2万1,000人ぐらいでございますので、直営1カ所で実施をさせていただきたい。それから、配置につきましては、5名配置しておりまして、基準には達しているということでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

なお、福祉タクシーの利用の拡充につきましては、近隣市町村等調査させていただきまして、検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきたいと思います。

ただいまの答弁では、先ほどの指定登録事業者について、総合事業で介護予防・日常生活支援サービス事業ということですが、自治体が介護保険から今までは交付されていた。ですので、国から直接ということになりますが、国の交付金が自治体主体になることによって一定の金額が来ておりますが、介護保険を使えない状態になっています、要支援1、2の場合。それで、自治体が主体となって事業を運営して、それに対して、それでその自治体が指定登録事業所に運営費を払うというふうになっているのではないかと私は思っていますが、事業として運営されているわけですから、ほかの他市の事業所においては、取手市のほうですけれども、1事業所15万円ということになっているそうですが、その規模にもよりますが、そういう町の補助金というのでしょうか、報酬というのでしょうか、事業所への報酬というのは今の答弁ではないということですが、国から直接交付されたものが事業所に行っているという理解でよろしいのでしょうか。

それから、先ほど地域包括支援センターについてですが、条例では高齢者が6,000人以下だと1カ所、それから6,000人を超える場合は、3,000人に1カ所というふうになっております、65歳以上の高齢者が。今、八千代町では高齢者が6,200人を超えているわけですけれども、それに対してのセンターです。先ほどご答弁では、人口ということで、二、三万ということでしたが、条例改定においては、65歳以上の高齢者が3,000人に1カ所設置が目安とされているということになっておりまして、八千代の現在の高齢者は6,200人を超えているわけですから、包括支援センターの増設が必要なのではないかと。

今自治体において、この包括支援センターの運営というか、そういうものが厳しい状況にあるのではないかと思います、そのセンターの設置が必要なのではないかということで質問をさせていただきましたが、今の答弁においては、人口ということで、市町村の判断で1カ所設置をしておりますということで、増設はないという答弁でしたが、そのセンター設置が無理ということであれば、ではサブセンターやブランチの設置は、県内のほかの状況を見ると、かなり設置をされているところが多いし、八千代と大洗で

は生活圏域が2つということになっているにもかかわらず、センターが1カ所になっているわけですから、ほかの町村においてはセンターが1カ所で、設置条件が、生活圏域が1カ所になっていますけれども、大洗と八千代町においては生活圏域が2になっているということで、対応が厳しい状況の中で、サブセンターやブランチを設置するのはいかがでしょうかと思ひまして、ぜひそれを急ぐべきではないかと。住民サービスをますます図るためには、そういう対策が必要ではないかということをご質問をさせていただきましたが、ご答弁をお願いいたします。

それで、先ほどタクシーの利用については、検討をしていただくというご答弁をいただきましたので、それを期待いたしたいと思ひます。

以上で再々質問を終わります。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 5番、大久保議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの指定登録事業所に対する町の補助金ですが、事業を実施していただいているに当たりまして、委託料としてお支払いはしておりますが、町からの補助金としては出しておりませんので、ご理解のほどをいただきたいと思ひます。

それから、包括支援センターの件ですが……

（「委託料は幾ら出しているんですか」と呼ぶ者あり）

保健福祉部長（塚原勝美君） 今現在資料がございませんので、後ほど委託金についてはお知らせをさせていただきたいと思っております。

それから、包括支援センターの件でございますが、八千代町では直営で1カ所設置しておりますが、その設置基準としまして、3,000人以上6,000人未満の場合につきましては、職員の配置基準は社会福祉士1名、保健師1名、主任介護支援専門員1名というふうな基準になってございます。6,000人を超えた場合、その職種の中から1,000人未満については1名の増員ということになっておりますので、先ほども答弁させていただきましたが、社会福祉士2名、それから保健師1名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名の5名体制で実施しているということで、その町の条例等についても基準は満たしているということでございますので、包括支援センターにつきましても基準は満たしているというふうな先ほど答弁をさせていただいたところでございます。

また、中学校区において2カ所を設置するのが望ましいということでございますが、

先ほども答弁させていただきましたが、市町村の判断により設置についてはできるというところでございますので、先ほども申し上げましたが、町直営として1カ所の運営で当分は実施をさせていただきたいということでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入れかえを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、14番、湯本直議員の質問を許します。

14番、湯本直議員。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） 議長の許可がありましたので、一般質問をしたいと思います。

私の質問は30分ということですが、公の施設、中央公民館と体育館の利用状況をということで、今までは私も公民館の運営審議会委員をやっていたので、大体の数字はわかっているのですが、ここ1年公民館の運営審議会委員をやめていますので、その1年間の利用状況をひとつお聞かせを願いたいと思います。

大久保町政も残すところ、あとわずかな期間となって、恐らく定例会は今回が最後の定例会になると思うのですが、5期20年間という長い八千代町のかじ取りをしていただいたわけですが、大した問題もなく町の運営ができたということに対し、私も心から喜んで一人でございます。

かじ取り役ということをよく言いますが、私がちょうど議員に出たときに、羅針盤のように事を進めることがいいということと言われて、古河の佐藤洋之助という衆議院議員の先生からため書きをもらった記憶がございますが、羅針盤というのは、船とか、あるいは飛行機等において、測量したり、方向を間違わないで進むためのいわゆる一つの計器なわけですが、我々子どもころは、よく算数、数学でコンパスなどというものを使ったのですが、簡単なことを言うとそういう役目をする、そういう一つの計器なのですが、その羅針盤の役目をして、大久保町政も余り間違ったことなく、進路も、いわゆる高度も同じように、5期かじ取りをしたということはすばらしいことだなど、こういうふうに思います。

今まで八千代の町長は大体2期だよと、そういうことを言われたわけですが、見事前々町長も3期やられ、大久保町長は5期、これも本当にすばらしいことだと思います。お別れにはまだ早いのですが、まだ任期がありますから、とりあえずこの職を辞しても体

に気をつけていただいて、八千代町の行く末をひとつ見守ってもらうと。そして、健康の管理をしてもらいたいと、こういうふうに私からまずお願いをするわけでございます。

公民館あるいは体育館の利用状況という中で、特にお聞きしたいのは、一般質問に該当しないかということ、いろいろ事務局ともやり合ったのですが、10月の14日の日に体育館でチャリティー演奏会というのをやったわけですが、私どもも、チャリティーだということですから、優待券か前売り券か3,000円出して購入したわけですが、体育館で、そのときに私が電話をかけて聞いたのですが、「何人ぐらい入りたい」と言ったら、客席は400席用意したと。「400席全部いっぱいになったのかい」と言ったら、「それはわかりません」ということで、まだ締めていない時間であったので。幾らで貸したのだと言ったら12万円だと。そういう漠然とした話は聞いたのですが。

この間、町長にも、町長、チャリティーのあれで社会福祉協議会は幾らもらったのだと言ったら、3万円もらったと。余りにも、恐らく400席用意したのだから、何百席あったか、何人来たかは別として、わかりませんが、チャリティーという名前、これは、チャリティーというのは慈善事業、その演奏会をやるということで、後援が町の社会福祉協議会后援ということで、社会福祉協議会も恐らく名前だけ貸したのだというような程度ようです。だから、これは余りにも、事前にどういう計画をしたかは別として、町が後援して社協がやるのには、もう少しひとつみんなで考える必要があるのではないかと、こういうふうに考えています。

これは、普通公演をする場合には、興行権がなければ興業できないわけです。これは民法の703条でちゃんと、不当利得というものをしてはいけないというふうに明記されているわけです。ですから、普通入場料は取れないわけで、チャリティーだからということで、優待券か何かで金をもらったわけですが、その金が慈善の事業に使われなくて、その他の利益に上がったということは余り好ましいことではないので、ひとつ。恐らく議員さんのところにも、皆さん誰も、恐らく売りに行かれて、売りにというか、前売りみたいな形でお金を出してもらうということで、3,000円ずつ払ったと思いますが、これからもいろんな形で町が進める事業、そういうものに対して、みんなひとつ考えなければならない時期に来ていると、こういうふうに思います。

世の中も本当に変わっていて、これから飛行機、自動車が空を飛ぶ時代だと。ロボットが恐らく町の中を歩く時代だと、そういうふうに進歩もする時代ですので、ひとつ皆さん、よくこういう問題も検討していただきたいと、こういうことを私は特にお願いを



したいわけです。

これは、法律上、いろんな法律に、難しい問題がかかってくるわけですが、興業を行うというのは、やっぱり興行権がなしではできないわけで、これは入場料というのは徴収できないわけですから、我々は昔は木戸銭と、そういうことでお払いした経験がございしますが、駐車場などをやっているところでも、預かり代とか、あるいは整備費とかと、この形の、入場料としては恐らく取っていないと思うのです。

これからもひとつ、いろんな公の施設を使うについては、許可をする側も大変ですが、そういう点もひとつ町としては勉強してもらって、そして議会も、そういう問題に対して、チャリティーだ、チャリティーだということで、これからも使われて、不当な利得を得るようなことをされては困りますので、ぜひひとつお願いをしたいと。

これは、別に答弁は要らないのですが、そういう社会教育、社協の後援だなんて、そういうことが一番煩わしいことにもなりますので、みんなでひとつこれからもご協議をしていただきたいと。これは、特に許可する側としてお願いをしたいというふうに考えているわけでございます。

私が余りいろんなことを申し上げると、差しさわりになる方もおりますと思いますので、申し上げませんが、今後は公の施設を使うについては、許可をする側も、ひとつ厳重にその目的を確かめて、そして許可してもらうことをお願いして、時間もまだ余っていますが、答弁はなしで、私からお話だけして今後の一つの教訓にしたいと、こういうふうに考えていますので、よろしくひとつお願い申し上げます。

公民館のほうだけ答弁、人数が……

議長（上野政男君） 湯本議員、公民館と体育館の利用状況だけ聞いて、まだ質問に入っていないから。

（何事か呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） わかりました。

教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号14番、湯本直議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、公の施設についてということでございますが、公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定されております「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するた

めの施設」を指します。当町での具体的な主な施設としまして、公民館、体育館、運動公園、図書館、歴史民俗資料館等でごまいまして、多くの住民の方にご利用をいただいているところでございます。

ご質問の施設の利用状況でございますが、まず中央公民館につきましては、社会教育法に基づく社会教育、学術、文化等の活動を行うために、幼稚園の団体、青少年団体、女性団体、成人団体、高齢者団体に至るまで、幅広い年代の方にご利用いただいております。昨年度の実績になりますけれども、開館日数が281日、利用団体数が212団体、利用者数が4万2,137人で行いました。また、総合体育館につきましては、条例の設置目的に基づき、スポーツやレクリエーション、さらには文化活動などを行うために、幼稚園の団体、スポーツ少年団、中学校、体育協会の加盟団体、高齢者団体に至るまでの幅広い年代の方や企業等の団体の方にもご利用いただいております。昨年度の実績でございますが、総合体育館全体で1,353件、2万9,290人の利用がございました。

今後多くの方々にご利用いただくために、各施設のサービスの充実に努め、住民福祉の向上に寄与してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で14番、湯本直議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時12分)

---

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

(午前10時26分)

---

議長（上野政男君） 次に、1番、増田光利議員の質問を許します。

1番、増田光利議員。

(1番 増田光利君登壇)

1番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、大久保司町長は、今議会が最後の議会になります。5期20年の町政を主導してきた多大な功績に対し、称賛と敬意を表したいと思っております。任期はまだありますけれども、大変ご苦労さまでした。

では、質問に入らせていただきます。大きくは2点について質問します。初めに、障害者対策について取り上げたいと思います。

初めに、福祉避難所の整備状況について伺います。福祉避難所の整備については、阪神大震災以後の1997年、体調の悪化や関連死を防ぐ目的で、災害救助法に基づく指針に盛り込まれました。市区町村が高齢者施設などから指定し、運営することになっています。先日の朝日新聞の福祉避難所のアンケート調査で、9割超の市町村が、管内に1カ所以上の施設を指定しているが、収容可能人数は利用対象者の1割強で、国が求めている必要数に追いついていないと報道されました。収容可能人数が少ないとされた今回の課題については、高齢化による対象者の増加にもよるとされています。

この問題における八千代町の対応では、平成30年3月に策定された八千代町障害者プランの中で、福祉避難所の整備事業として「既存施設の設備、体制等の充実を図ります」と述べています。具体的には、同時期に策定された八千代町地域防災計画の中で、福祉避難所一覧に示された4地区5施設と本年度1月に締結されていることが示されています。しかし、収容可能人数については記載されていません。締結された項目には、記載があるのかを含め、内容についてもご説明ください。

次に、避難所数に見合う支援員の配置について、収容人数との整合性は十分なのか伺います。内閣府は、避難所開設後に必要な支援員の配置を、要配慮者約10人に対し、支援員1人の配置を求めています。収容人数がふえれば、支援員の配置も多くする必要が出てくるという相互関係になります。八千代町では、支援員の適正配置について、どのような進捗状況かお聞きします。

次に、福祉避難所の情報を広く周知する方法について伺います。北海道地震では、福祉避難所の存在すら知らなかったとの被災者の声が報じられています。このような大規模災害だけでなく、町の防災訓練においても、避難場所やハザードマップの存在さえ住民意識に届いていない状況が見られます。福祉避難所の情報は、避難する場合に必要な基本的知識と一緒に組み入れて周知することが必要だと思います。周知方法についてどのように計画しているのか伺います。

次に、福祉避難室の設置について伺います。災害対策基本法では、災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されることとされています。八千代町地域防災計画では、ただし書きで、「福祉避難所は、災害発生後直ちには開設されません。指定避難所、指定緊急避難場所に避難してください」

となっています。福祉避難所設置の対応については、内閣府ホームページで、居住地での避難のシステムは、緊急時一時集合場所への避難、それから避難所への移動、その後福祉避難所への移動となっている。危険性別にどのようなタイミングで福祉避難所が開設されるのか、一般避難所でどのように避難者の中から福祉避難所へ移動する人を選別するのか、移動方法をどのようにするのか、福祉避難所がさまざまな障害種別に対応したものになるのかなど課題は非常に多いと議論されております。

緊急時の現実を考えますと、福祉避難所と一般の避難所とが混在する場合も考えられます。しかし、福祉避難所や避難室は、あらかじめ指定をしておくことで直接避難場所への移動が可能です。

八千代町の障害者団体では、八千代町農村環境改善センターの指定を要望しております。既に指定してある福祉避難所に福祉避難室として追加するよう提案します。その理由は、障害児の中には、初めて行く場所や体験が苦手であったり、人とのコミュニケーションがうまくとれなかったり、多人数の収容が想定される避難所ではパニックになる可能性があるなどの理由で、福祉避難室を設ける配慮をしてほしいとの意見でした。計画に組み入れていただくよう要請します。また、町地域防災計画では、福祉避難室を設置する手順について、どのような計画を考えているのかお聞きします。

次に、避難行動要支援者名簿の作成と具体的な避難方法等について伺います。八千代町の障害者団体では、障害者が避難する場合に備えて、みずから名簿を作成しています。それを防災計画に組み入れてもらうよう要請されております。この件については、町の障害者プランで、避難行動要支援者の避難行動支援事業として、「避難行動要支援者名簿の作成と名簿情報に基づき、具体的な避難方法についての個別計画を策定します」と述べています。

私は、以前から、地域ごとに名簿を作成することで、毎年開催されている防災訓練時に活用することを提案しています。障害者だけでなく、高齢者など要支援者にも適用できるからです。障害者団体からは、不安なので、防災計画で具体化してほしいと要望されています。具体策を伺います。

2点目に、空き家対策について質問します。今年度の議員研修では、空き家対策について研修する目的で佐渡市を訪問しました。研修では、地方が抱えている過疎化や、それに伴う空き家問題、若者の定住、移住策等に悩みを抱えている自治体の姿が当町と重なります。移住についての取り組みでは、役場職員の丁寧な説明がありました。しかし、

一方、移動車中のバスガイドの移住についての説明では、テレビ番組で佐渡市を訪れたタレントが、移住を勧めた結果ふえたと話したのが印象的でした。このことから、広報の重要なことと、対策として、八千代町の住環境のよさを発信できる取り組みが必要であると感じました。

では、本題に入りたいと思います。空き家問題を人口の面から見てみます。平成28年3月に策定されました、八千代町人口ビジョンの将来人口の推計では、実際には2030年前後から死亡数が一挙にふえることが予想されています。団塊世代が高齢化のピークを迎える多死社会になると言われています。また、平成29年3月に策定されました八千代町空き家等対策計画の中で、町内の空き家等実態調査が行われたことが報告されています。実態調査では、空き家となった時期は平成26年以降が23%と最も多く、平成20年以降で全体の50%を占めている調査結果になっています。

この結果から、八千代町の空き家率の上昇が、さらに早く、高くなる可能性があります。空き家の増加を抑制し、あるいは空き家、空き地を活用した新たな都市計画が最も求められているのではないのでしょうか。私は、空き家問題について、2017年3月の定例会の一般質問でも取り上げました。そのときの空き家数の実態では、312件という報告でした。その後さらに増加していると思いますが、最新の空き家等の実態把握について伺います。

次に、空き家対策における専門部署の開設について提案します。対策計画では、空き家問題に取り組む推進母体について、空き家等に関する総合的な相談窓口は設置しておらず、その要因や相談内容に応じて、それぞれに部署が対応することになっていると述べています。しかし、これでは増加する空き家の処理が追いつかなくなる懸念があります。空き家に対する調査結果でも、所有者の適正な管理意識が低いことが指摘されています。したがって、問題解決する上で、所有者に対する管理意識への啓発や時間の経過とともに相続登記の問題、境界の問題等、法的にもより複雑になり、時間がかかることが予想されます。解決がさらにおくれるという悪循環になる可能性があります。ぜひ町の政策として、専門的に取り組む部署の増設か専任の相談窓口が必要であると思います。どのように取り組む計画かお尋ねします。

次に、空き家等に関する所有者等と住民への情報収集・提供、地域協力、相談体制の進捗状況について伺います。政府は、2014年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法案、いわゆる空き家対策特措法を成立させました。また、国交省は、2017年3月に

空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン、試案を公表しています。その中で、課税情報を初めとした空き家所有者情報を民間事業者等に提供することなどの事例を紹介しています。空き家を放置している所有者に、その利活用を促すなど、極めて有用であると述べています。

市町村における取り組み事例として、京都市では、課税情報を活用して把握した空き家等の所有者に、空き家の活用を働きかけ、意向がある場合には所有者の同意を取得して、京都市地域の空き家相談員として市に登録されている宅地建物取引士に所有者情報を取り次ぐといった取り組みが行われ、松戸市や太田市では、民間事業団体と協定を締結した上で、課税情報を活用して、把握した空き家等の所有者に活用を働きかけ、意向がある場合には所有者の同意を取得して、当該団体に所有者情報を提供するという取り組みが行われるといます。八千代町における空き家等に関する所有者等と住民への情報収集・提供、地域協力、相談体制の進捗状況について説明を求めます。

次に、空き家バンク制度について伺います。空き家バンク制度は、町内への移住、定住の促進や空き家等を初めとして、住宅ストックの循環利用を図るため、宅地建物取引業協会や不動産業協会等と連携して取り組む制度です。市町村が空き家バンクを設置しても、開店休業状態のところも多いといます。しかし、空き家問題と移住定住の問題とは、空き家の活用の面からもセットにした解決を図ることが求められています。八千代町にとっても重要な制度だと思います。

茨城県では、市町村の空き家バンク情報を一覧で紹介しています。私が前回の一般質問をしたときの企画財政課長の答弁では、空き家バンク制度導入の検討と茨城県空き家バンク情報検索システムへの登録について検討するという答弁でしたが、その後どのように進んでいるのかも併せて伺います。

次に、空き家等を活用した定住促進の取り組みについて質問します。空き家等を活用した定住促進の取り組みについては、今後、空き家等対策を進めていく中で、空き家等の解消と活用の観点から、有効な取り組みの一つであると考えます。茨城県は、県内市町村の空き家に関する助成制度を一覧にしています。八千代町における支援策については、前回の一般質問の答弁で、空き家の活用促進のための経済的支援として、木造住宅耐震改修費補助事業や転入者住まい応援助成金等の適正な交付で、住宅の改修や中古住宅等の販売促進を支援すると答弁しています。その後、これらの施策の具体的な進捗状況について伺います。

次に、空き家問題を考えていく上でネックになってくるのは、所有者不明化問題です。その背景にあるのは、土地利用ニーズの低下や地縁、血縁関係の希薄化等により、資産としての土地に対する急激な意識の変化が見られることです。不動産登記簿などの公募情報等を参照しても、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかないなど、いわゆる所有者不明の土地問題です。所有者不明土地や家屋が存在すると、都市計画やインフラ整備等を行う際に、事業の進捗に支障を来すことになるのだと社会問題化していると言われています。

国会では、平成30年6月6日、所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法案が成立しました。都道府県知事の判断で、上限10年間、公共的目的のための利用を可能とする、国や地方自治体が、まちづくりや道路整備などの目的で用地取得する際の手続も簡素化するとしており、空き家対策に直結する問題が含まれています。

そこで、空き家等の所有者不明数と対策について、町の現状を伺います。

以上、空き家問題を取り上げてきましたが、空き家における現実問題として、草や立ち木の繁茂に覆われて、近隣住民からの苦情等が多くなっていると思います。八千代町空き地等に係る雑草等の除去に関する条例が制定されています。除去についてだけでなく、管理不全に対する代執行についても定めています。実態の報告と対策結果について伺います。

また、同じく空き家の除却については、八千代町空き家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第12号）で、空き家等の適正な管理に関し、空き家等が管理不全な状態になることを防止する目的として定められています。空き家所有者が適正管理の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたときは、行政代執行法の定めるところにより、除却費を所有者等から徴収することができることにもなっております。八千代町ではそのようなケースはあるのでしょうか。今後このような問題になったとき、対応についてどのように考えているのか伺います。

以上で質問を終わります。答弁によっては再質問をさせていただきたいと思います。  
議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） 議席番号1番、増田議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のご質問の障害者対策についてのうち福祉避難所の整備状況と避難所数

に見合う収容人員数との整合性についてでございますが、福祉避難所として本年1月に、特別養護老人ホーム玉樹さん、錦荘さん、障害者施設あじさい学園八千代さん、あじさい学園寮さん、そして介護老人保健施設葵の園・八千代さんと災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、災害が発生した場合において、施設の一部を使用した福祉避難所の設置・運営についてご協力をいただいているところでございます。

しかしながら、福祉避難所は、災害発生後直ちに開設されるわけでもないことから、災害時、すぐに避難できる一般の避難所である小中学校等の中に、介護や医療相談等を受けると同時に、一般の避難所では生活が困難な方が避難するためのスペース、福祉避難室を確保することが必要となってまいります。

福祉避難の対象となる者としましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病者、妊産婦、乳幼児、病弱者、疾病者などが想定されております。保健福祉部で作成した避難行動支援者名簿に掲載されている者1,115人のうち介護保険要介護3から5を受けている者が206人、身体障害者手帳（1、2級）を受けている者が328人、療育手帳（マルA、A）を受けている者が35人、精神障害者保健福祉手帳（1、2級）を受けている者が46人で、合計615人いらっしゃいます。

これに対し、小中学校の特別教室を福祉避難室として想定した場合、8,249平米の面積を確保することが可能で、1人当たりの面積を3.3平方メートルに換算しますと、2,499人、約2,500人の受け入れが可能となります。

しかしながら、計算上はこのようなになっておりますが、現実にはどれくらいの要配慮が福祉避難を必要とするのか、各施設においてどれくらいの福祉避難スペースが確保できるかにつきましては、今後、保健福祉部及び施設管理者と詳細を詰めていかなければならない課題と捉えております。

また、小中学校等につきましては、必ずしもバリアフリー化されていないことから、障害者用トイレやスロープ等の設備の設置、要配慮者の支援に必要な介護用品や衛生用品など物資・器材の備蓄・整備につきましても、順次進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、避難所支援員の適切配置計画はあるかについてでございますが、災害時に避難所を開設した場合に備え、避難所を運営するために具体的な必要事項を示した避難所運営マニュアルを本年5月に作成してございます。このマニュアルには、



避難所の開設から運営、閉鎖までの手順や役割分担等が示されており、避難所支援班の役割や要配慮者支援班の役割などについても記載されております。

要配慮者への必要な支援につきましては、要配慮者一人一人異なりますので、それぞれの障害等に応じた一般的な特徴と、必要とされる支援についても明記されており、これに基づいて必要な支援等を行っていくわけですが、要配慮者等への支援は、家族や親族、ボランティアなどの積極的な協力はもとより、保健師、看護師、介護士などの専門職の支援が必要不可欠であります。

こういった専門的な人材の確保につきましては、基本的には自治体間の相互応援協定による医療職や技術職等の職員派遣のほか、真壁医師会との医療救護についての協定による医療救護班の派遣により対応をしておりますが、そのほかにも社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障害者・高齢者等の支援団体等と平日頃、平時から連携を確保しておく必要があるものと考えております。

福祉避難所は、一般の避難所に比べて脆弱性の高い被災者が多くなるため、当事者における避難所運営は厳しい状況であり、計画的な支援人材の確保が極めて重要となっております。保健福祉部との連携のもと、支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を受けられるよう努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、福祉避難所情報の周知方法計画はあるかについてでございますが、災害時等に要配慮者の支援をスムーズに行うため、防災訓練や町からの防災情報の各戸配布、ホームページ、SNS等あらゆる媒体を活用し、広く住民の方に周知してまいります。特に要配慮者及びその家族に対しましては、広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体等を通じて周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

周知に当たりますには、福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては対象としないことや、災害規模や状況に応じて、また支援者の到着が間に合わない等、一般の避難所と福祉避難所の開設には「ずれ」が生じ、災害発生後すぐに開設が間に合わないケースがあることなども併せて周知し、避難に当たって誤解や混乱が生じないよう努めてまいりたいと思います。

次に、ご質問の4点目、福祉避難室の設置手順の計画はあるかについてでございますが、災害が起きたときは、全ての避難者の方に、まず一般の避難所に避難していただき

ます。その中で、身体等の状況により、一般の指定避難所での生活が難しい場合は、同じ避難所内の別室などに設置する福祉避難室へ移っていただき、対応いたします。さらに、より専門的な支援や援護を必要とする避難者の方には、先ほど申し上げました、特別養護老人ホームや障害者施設、老人保健施設などの福祉避難所へ避難をしていただくこととなります。

福祉避難室の設置手順といたしましては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、一般の避難所に避難してきた方で福祉避難の対象となる者がおり、福祉避難室の開設が必要と判断する場合には、施設管理者に開設を要請して福祉避難室を開設いたします。

福祉避難室を開設するに当たっては、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置するとともに、要配慮者に配慮したポータブルトイレや仮設スロープ、パーティション等の器物、支援を行うために必要な紙おむつ等の消耗器材を確保し、受け入れ態勢が整い次第、要配慮者及びその家族、支援団体等に周知を行い、受け入れを開始するといった計画、手順で進めてまいります。

なお、議員ご指摘の環境改善センターにつきましては、利用については、対象者に合わせた備蓄品や施設機能のあり方、人的整備など条件面を含めた検討を行いたいと、このように考えております。

以上、福祉避難所及び福祉避難室関連のご質問について申し上げましたが、福祉避難所を開設・運営するに当たっては、要配慮者の支援に必要な物資や器材、専門的な技術を要する人材、要配慮者の移送手段の確保などが必要となってまいります。平時から、保健福祉部、県、相互応援市町村、社会福祉施設等関連団体などとの間で情報交換や事前協議を図っておくことにより、災害時において速やかに福祉避難所を開設し、要配慮者を保護できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどを賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。私のほうからは、大きな1番目の障害者対策について、質問の5番目の避難行動要支援者名簿の作成と具体的な避難方法等についての個別計画についてを答弁させていただきたいと思っております。

避難行動要支援者の名簿の作成は、平成25年6月の災害対策基本法の改正により定義されたもので、法第49条の10第1項に、要配慮者のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者の名簿の作成が規定されたもので、名簿に掲載する者の範囲は、地域防災計画に定めることが義務づけられました。

本町におきましては、八千代町地域防災計画が平成30年3月に改定され、避難行動要支援者の範囲が規定されておりまして、生活の基盤が自宅にある者のうち平成30年11月27日現在、名簿に登録している者の総数は1,115名となっております。

その内訳でございますが、75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方が合わせて600名、介護保険要介護3から5を受けている方が206名、身体障害者手帳（1級、2級）を受けている方が328名、療育手帳（マルA、A）を受けている方が35名、精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）を受けている方が46名となっております。

なお、重複する方もいらっしゃいますので、項目ごとの人数の合計と総数は必ずしも一致しておりません。

避難行動要支援者名簿は、いざ災害が発生した場合には、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区長などの避難支援等関係者に提供することとなります。この場合、本人の同意を得る必要がなく、避難支援のためという目的に限定して情報を共有することができる一方、平常時に災害に備えて情報を共有するという場合には、原則的に本人の同意を得ることと定められておりまして、特にこの名簿を平常時から民生委員さんや行政区長さん、自主防災組織等の避難支援者等関係者の方に提供し、情報共有を図ることが支援体制の構築に必要となってまいります。

次に、具体的な避難方法等についての個別計画についてでございますが、本町では避難行動要支援者避難支援プラン個別計画につきましては、現在のところ策定には至っておりませんが、今後名簿に掲載された方に通知して、名簿提供の趣旨をご理解いただき、同意があった対象者につきまして、避難支援等関係者に情報を提供し、具体的な避難計画を含めた個別計画を策定する手順で進めてまいります。

災害時に、誰がどのように支援するのか、そのためには何が必要かなど、個々の要支援者の状況に応じた避難時における個別計画の策定は、その支援者の命を守ることはもとより、計画を策定する過程や計画を利用した訓練の実施などの実践が、地域の支え合いの関係づくりにも大変有効になると考えております。

避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、消防交通課と保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力した避難行動要支援者避難支援プラン全体計画及び個別計画の策定に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 議席1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問の空き家問題につきまして、私のほうからは、（1）の最新の空き家等の実態把握について、（3）の空き家等に関する所有者等と住民への情報収集・提供、地域協力、相談体制の進捗状況について、（6）、空き家等の所有者不明数と対策について、（7）、空き家の除却についての4項目につきまして答弁をさせていただきます。

初めに、最新の空き家等の実態把握についてでございます。平成25年度住宅・土地調査によりますと、八千代町の住宅総数は6,900戸余り、空き家件数につきましては340件余りとなっております。当町の空き家率につきましては、4.9%でございます。茨城県内では14.6%となっております。近隣の市町村と比較しても低く、県内では最も低い空き家率でございます。

その後、平成28年度に空き家実態調査を実施し、空き家情報をデータベース化しましたところ、空き家軒数は312軒でございます。その中で危険度が高く、除却が望ましい空き家は22軒ございました。空き家実態調査後に除却されました軒数は、平成28年度に3軒、平成29年度に6軒、平成30年度11月末現在で1軒の合計10軒が除却されて、現在の空き家数は302軒でございます。現在の当町の空き家率でございますが、住宅総数は6,994戸、空き家軒数は302軒、空き家率では4.3%でございます。

続きまして、空き家等に関する所有者等と住民への情報収集・提供、地域協力、相談体制の進捗状況についてでございます。空き家に対する衛生・景観上の問題に関する苦情等の情報につきましては、区長・副区長及び住民の方から随時提供されております。その対応につきましては、八千代町空き家等の適正管理に関する条例に基づきまして、立入調査等の上、所有者に対しまして管理通知を発送しまして、管理の指導助言をし、空き家の管理不全等による問題解決を図っております。また、町で確認しました新たな空き家等の情報につきましては、空き家等の問題解決等の早期解決を図る上でも欠かせない地域協力を得るため、区長・副区長への情報の提供をしております。

また、物件管理が難しい等の理由から、町外在住の所有者等の方に対しまして、本年度11月より、ふるさと納税の返礼品としまして、空き家見守りサービスの提供を開始いたしました。内容につきましては、下妻地方広域シルバー人材センターが当該物件の現状を確認の上、写真撮影し、所有者に状況を報告するとともに、適正管理につきまして努めていただきますようお願いをするものでございます。

空き家の管理等に対する住民からの苦情相談及び空き家所有者からの空き家の管理・除却等の相談につきましては、環境対策課にて対応しておりますが、総合的な相談窓口の設置や町内の連絡体制の整備も必要であると認識をしておりますので、関係各課と協議の上、検討を進めてまいります。

続きまして、空き家等の所有者不明数と対策についてでございます。平成28年度に整備されたデータをもとに、今後の利用等の意向調査アンケートを所有者宛てに送付した結果、平成30年11月末現在、所有者住所が判明しなかった件数は2件でございます。この2件につきましては、登記簿上の住所地市町村に転出住所、また住民票の除票を請求いたしましたでしたが、住民票除票の保存年限が5年を経過している等、現実におきましては住所の特定につきまして困難な状況でございます。

また、所有者死亡の空き家の相続人全員が相続放棄をして、管理されていない物件が2件ございます。相続放棄物件の問題解決策としまして、平成30年11月に施行されました所有者不明土地の利用の円滑等に関する特別措置法により、財産管理人の選任を求め、財産管理人の特定に努めるとともに、これらの空き家につきましては、定期的に巡視を行い、空き家の周辺に居住されている方々の不安等を取り除くよう努めてまいります。

続きまして、空き家の除却についてでございますが、平成28年11月から平成30年11月現在まで除却されました10件のうち、空き家周辺に居住する住民の方からの苦情等で、町から管理通知を発送し、除却された件数は5件でございます。残り5件につきましては、売買や相続等により、みずから空き家を除却したものでございます。

また、空き家実態調査時に危険度が高く除却が望ましいと認定しました空き家17軒につきましては、今後も除却対応していただけるよう、管理通知を発送するとともに、町内及び近隣市町村の所有者に対しまして、直接訪問等を重ね、粘り強く理解を求めまして、早急な除却の実行を促してまいります。また、町内の空き家管理不全による代執行を実行する事案は現状ではない状況でございます。

現在の空き家発生の変向でございますが、人口減少・高齢化の進展及び未相続不動産

の増加に伴い、空き家になる原因や空き家の管理につきましても、さまざまな事情はございますが、長期にわたる管理を継続していかなければならないという意識の向上を図ることが重要であると考えておりますので、空き家の適正管理を広く周知するために、広報紙、町ホームページの活用により、周知、啓発を図り、新たな空き家等の抑制に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問の空き家問題につきましては、私のほうからは、（２）、空き家問題の専門部署の増設や専任の相談窓口設置の提案について、（４）、空き家バンク制度の導入と茨城県空き家バンクシステムへの登録について、（５）、空き家等を活用した定住促進の取り組みについて答弁をさせていただきます。

初めに、空き家問題の専門部署の増設や専任の相談窓口設置についてのご提案でございますが、現在人口減少や少子高齢化の進展に伴い、全国的に空き家の増加による環境の悪化等が課題となっており、当町におきましても今後増加が予想される空き家の対策が大きな課題の一つであると認識をしております。

八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、八千代町への新しい人の流れをつくることを目標としており、移住・交流の推進及び地域活性化を図るための一施策として、空き家の利活用の推進を掲げております。また、重要業績評価指標、いわゆるKPIと言われるものでございますが、平成31年度までに空き家バンクを整備するとしております。平成28年度に策定をしました八千代町空き家対策計画におきましても、空き家等の利活用に向けた取り組みとして、空き家等活用に関する相談支援体制の整備を推進することとしております。

空き家等に関する苦情につきましては、環境対策課が窓口となっておりますが、利活用に関する相談につきましては、所有者等の相続の問題や賃貸・売買に関する問題など専門的な知識が必要となりますので、専門部署の設置や専任の相談窓口につきましては、今後の課題として、庁内組織体制の整備や人員の配置についての検討を進めてまいりたいと考えております。

また、空き家対策に対しましては、複数の課が連携して取り組むことが必要になりますので、庁内関係各課による連絡調整会議などの体制も整備していきたいと考えております。

次に、空き家バンク制度の導入と茨城県空き家バンクシステムへの登録についてでございますが、空き家バンク制度とは、空き家の有効活用を通して、良好な居住環境の保持と移住定住の促進による地域の活性化を図ることを目的として、町が所有者等から空き家情報の登録の申込みを受け、登録を行った空き家の情報を公開するとともに、利用登録を行った方に対し、空き家の紹介を行う仕組みのことで、空き家物件を売りたい、貸したいという方と、買いたい、借りたいという方の橋渡しを行う制度のことでございます。

現在の設置状況を申し上げますと、県内におきましては、空き家バンクを設置している自治体は29市町村でございます。また、宅建協会と協定を締結して、ホームページから情報提供をし、空き家の利用を促している自治体が2市町でございます。さらに、茨城県におきましては、各市町村の空き家バンクの情報をまとめ、検索可能な茨城県空き家バンク情報検索システムを提供しており、現在情報を提供している自治体は9市町村となっております。

今後町で空き家バンクを設置するに当たりましては、登録できる空き家がどれくらいあるのか、また物件を登録する方がいるのか、利用する方はどれくらいいるのかなど調査検討を行いまして、近隣自治体の状況などを把握しながら進めていかなければならないと考えております。

空き家等実態調査における老朽度・危険度判定でAランクが12件、Bランクが99件でございましたが、その中で軽微な修繕により再利用が可能な物件の中から、所有者の意向調査をいたしまして、対象物件を選定し、宅建協会との協定の締結などを検討しながら、空き家バンクの開設や茨城県空き家バンクシステムの登録を進めてまいりたいと考えております。

また、前回の議会答弁から現在までの検討状況でございますが、空き家バンクについて、近隣市町村の状況調査や茨城県宅建協会などとの情報交換、意見交換、空き家バンク設置に向けての実施要綱の検討やホームページ作成業務委託の検討などを行っております。

次に、空き家等を活用した定住促進の取り組みについてでございますが、総合戦略の

取り組みといたしましては、転入者住まい応援助成金として、中古住宅につきましても販売促進を支援しております。平成28年度の制度開始から平成30年度10月末までの実績といたしまして、中古住宅の購入をした転入者6名に対しまして助成金を支給しております。

今後につきましては、空き家バンク制度の整備と併せまして、空き家として利用できる物件について、対象となる物件の詳細な調査を行うとともに、所有者の意向を確認し、八千代町としてどのような利活用がいいのか、どのような活用方法があるのかを研究しながら、施設の整備や運営方法などについても、官民連携、民間企業などとの連携が重要になりますので、先進事例などを参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

1番、増田光利議員。

1番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、再質問させていただきます。時間が少ないものですから、2点についてだけちょっと質問させていただきたいと思います。

先ほど福祉部長のほうから、避難行動支援者名簿の作成と具体的な避難方法については、個別計画について進めていくという答弁をいただきましたけれども、障害者団体の取り組みとして、災害時に障害児と保護者とを一体化した避難行動要支援者名簿というのを慣用している状態なのですけれども、それと組み合わせた具体的な避難方法について、町の担当者、福祉課のほうと協議をしたいというふうに準備を進めている状況なものですから、私も参加したいと思いますので、協議することを約束していただきたいなと思います。

2つ目は、障害者対策としてなのですが、シニアカーの取り扱いについて質問したいと思います。先日、障害者のお宅を訪問したところ、そのときに聞いた話なのですが、税金を納めるためにシニアカーに乗って役場に来たそうなのですが、庁舎内に入れてもらえなかったということを言われました。納得できない。当然のことなのですけれども、福祉課ではそんな指導をしているのですか。その点についてお答えいただきたいと思います。

入れなかった理由というのは、庁舎内が板敷きだからだというふうに言ったと、こういうふうに答えていました。それについては、深く質問はできませんでしたので、その人の話だけを聞いてお伝えしたいと思います。



そのシニアカーについて、庁舎内に入れないという規定というのはあるのかどうか。こんな非常識なことを言うような職員というのがいたら、そういう把握自体もしているのかどうかも聞きたいと思います。

そういうことのないように指導してもらいたいということを述べまして、再質問させていただきます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 1番、増田光利議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員のほうからご提案がありました、身体障害者団体等との協議の件でございますが、協議につきましてはさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

また、シニアカーの件でございますが、申しわけありません、私は今初めて議員さんのほうからお聞きいたしまして、そのような案件があったということは把握しておりませんでした。シニアカーが入れるかどうかにつきましては、庁舎管理のほうになりますので、契約管財係のほうが担当となっておりますが、シニアカーにつきましては、逆に言えば、下が床ですので、入れると。じゅうたんなどになっておりますと、そういったことを言ったのかもしれませんが、床等になっていれば、その後清掃すれば済むことでございますので、そのとき職員が、そのように話したのかどうかちょっと把握しておりませんので、申しわけございませんが、その件につきましては、後ほど企画財政部のほうと協議をいたしまして、今後そのようなことがないようにしたいと思っております。

ただ、庁舎管理規程がございますので、その点まだ確認をしておりませんので、申しわけございませんが、協議をさせていただきたいということでご了解をいただきたいと思えます。

議長（上野政男君） 再々質問ありますか。

1番、増田光利議員。

1番（増田光利君） 総務部長にお聞きしたいと思っているのですが、先ほど税金を納めに来た人を職員が門前払いにするという話でしたけれども、シニアカーの問題とは別に、税金を納めに来た人を結局、結果的には門前払いしたというような形になります。現在、12月10日から、滞納者の整理をやっている状況だと思っておりますけれども、こういった職員の態度について、親切に住民に対して対応するように、指導を徹底してい

ただくようをお願いして、答弁を求めた上で終わりにしていきたいと思います。

以上です。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） 1 番、増田議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思  
います。

お話の中身については、本当に職員として、あつてはならないことというふうに思っ  
ております。総務を担当している者として、この場でおわび申し上げさせていただきま  
す。申しわけありません。

今後につきましても、やはり町の行政というものは、納税者の方あつてこそという形  
で、そして住民の方の福祉にそれを生かす、そういう立場で考えておりますので、以後  
注意しながら、職員のほうにも指示を徹底いたしまして、住民の皆様に不快感を与えな  
いよう注意してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（上野政男君） 以上で1 番、増田光利議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

---

議長（上野政男君） 次回は、あす午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行  
います。

本日はこれにて散会といたします。

（午前11時25分）